

店頭外国為替証拠金取引説明書 「インターネット取引コース」

平成 24 年 1 月

あい証券株式会社

店頭外国為替証拠金取引「インターネット取引コース」(以下「本取引」といいます。)は、取引所を介さず、弊社が直接お客様の相手方となる相対取引であり、お客様に提示する取引レートは、インターバンク市場で提示される為替レートを基準に、その変動状況等を考慮して弊社が定めています。従って、インターバンク市場の為替レートと必ずしも一致するものではありません。お客様には本取引を開始されるに当たり、本説明書及び「店頭外国為替証拠金取引約款」の内容を十分にお読みいただき、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従って、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において取引を行っていただきますようお願い申し上げます。

目次

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	P2
店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて	P5
1. 証拠金	P5
2. 取引の方法	P7
3. 益金に係る税金	P8
店頭外国為替証拠金取引の手続きについて	P9
店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為	P11
弊社の概要について	P12
店頭外国為替証拠金取引に関する主要用語	P13

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 1 号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引「インターネット取引コース」について説明します。

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

【為替変動リスク】

本取引は、為替相場の変動リスクを伴う商品です。従って、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。為替相場がお客様の予想通りに変動した場合は利益が得られる反面、お客様の予想と反して不利な方向に変動した場合は、お客様が損失を被る可能性があります。

【金利変動リスク】

本取引では、建玉の決済が行われな限りスワップポイントの受払いが発生します。スワップポイントは、各国の景気や政策等、様々な要因による金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて見直されます。そのため、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。

【流動性リスク】

外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での祝日や、ニューヨーククローズ間際及び週初めのお取引等、弊社の通常の営業時間帯であっても為替相場の状況によっては、取引レートの提示が困難になる可能性があります。

また、政治、経済及び金融情勢の変化、各国政府の規制や外国為替市場の規制、通信障害、戦争、テロ等、不測の事態による相場状況の急変により、弊社が提示するビッド価格(お客様の売りレート)とアスク価格(お客様の買いレート)の価格差(スプレッド)幅が広くなり、意図した取引ができない可能性があります。

【信用リスク】

弊社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。

- 三井住友銀行(銀行業、監督当局:金融庁)
- シティ・クレジット・キャピタル(ラブアン)リミテッド
(英文名: City Credit Capital (Labuan) Limited)
(金融市場マーケット・ブローキング業務他、
監督当局: Labuan Offshore Financial Service Authority (LOFSA))

また、お客様から預託を受けた証拠金は、金融商品取引法第43条の3及び金融商品取引業等に関する内閣府令第143条から第145条の規定に従い、弊社の自己の資金とは区分して以下の金融機関で信託、若しくは信託されるまで一時的に「為替証拠金口」と名称を付した国内金融機関の普通若しくは当座預金口座に預金しています。

三井住友銀行における金銭信託

三井住友銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、楽天銀行若しくはゆうちょ銀行への預金

上記カバー取引先及び証拠金預託先の業務又は財産の状況が悪化した場合、証拠金の全部又は一部が返還されない可能性がある等、お客様が損失を被る可能性があります。

【システム・通信リスク】

本取引において、取引システム又は金融商品取引業者及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなど本取引に係るサービスの一部若しくは全てを履行できない可能性があります。

【レバレッジ効果によるリスク】

本取引は、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいいため、その損失の額が預託された証拠金の額を上回ることがあります。

【自動決済(ロスカットルール)について】

お客様のお取引口座を常時監視し有効証拠金額が必要証拠金合計額の 20%を下回った場合、お客様からの指示によらず自動的に有効証拠金額が必要証拠金合計額の 20%を回復するまで、お客様の未決済建玉の一部若しくは全てを反対売買により決済します。この時、相場状況等によっては執行される価格が計算上の自動決済の水準から大きく乖離することがあり、注文が執行されてもお客様の取引証拠金額の確保が保証されるものではありません。又、預託された証拠金以上の損失が生じる可能性があります。なお、この自動決済の際も手数料が発生します。

【証拠金・手数料・スワップポイントの変更】

本取引の証拠金は、インターバンク市場で提示される為替レートを基準に、その変動状況等を考慮して弊社が定めているレートの前営業日のレートにて弊社において算出される変動証拠金制です。

本取引に対する手数料は、1万通貨単位あたり片道 300 円となります。

「* (1) 原則として、お客様の事情により電話注文(成行注文に限る)をした場合、1万通貨単位あたり別途 1,000 円の電話注文手数料がかかります。」

但し、為替相場の急激な変動、各国の金利動向等により、弊社が本取引のリスク管理に必要と判断した場合、手数料の変更あるいは証拠金額の引き上げ等の措置を講じる可能性があります。それにより自動決済の水準が変動し、自動決済までの値幅が縮小する、又は、自動決済となる可能性があります。

【損失限定注文(逆指値注文)について】

損失を限定することを目的とした逆指値注文であっても、為替レートが一方向に急激に変動した場合には、指定した価格から大きく乖離して約定される場合があり、必ずしも損失を発注時に想定した額に留められるとは限りません。

【関連法令諸規則及び税制の制定若しくは変更等について】

本取引に係る関係法令諸規則及び税制の制定若しくは変更等により、弊社が提供する店頭外国為替証拠金取引に関連するサービスの一部若しくは全てを変更、停止及び中止せざるをえない可能性があります。この場合、現状より不利な条件でのお取引となる可能性があります。

【契約解除について】

お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)はできません。

現時点においてのリスク等重要事項について記載致しましたが、これらがすべてであることを保障するものではありません。

店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて

弊社による店頭外国為替証拠金取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

1. 証拠金

弊社では、お客様より預託を受けた証拠金について、金融商品取引法第43条の3及び金融商品取引業等に関する内閣府令第143条から145条に基づいた区分管理を徹底しています。区分管理とは、お客様より預託された証拠金と弊社の財産を別口座で明確に区分保管し、両者が混同することがないように管理することをいいます。

(1) 証拠金の差入れ

お取引を開始するためには、新規の売買注文を発注するために必要となる証拠金(以下「必要証拠金」といいます。)をお取引口座にご入金いただくか、又はお取引口座の使用可能証拠金が当該必要証拠金以上であることが必要となります。

(2) 必要証拠金

必要証拠金の概要は次の通りです。

通貨ペア

- ・ 米ドル/円、ユーロ/円、英ポンド/円、豪ドル/円、NZドル/円、スイスフラン/円、カナダドル/円、ユーロ/米ドル、英ポンド/米ドル、豪ドル/米ドル、NZドル/米ドル、米ドル/スイスフラン、米ドル/カナダドル、ユーロ/英ポンド、ユーロ/スイスフラン、英ポンド/スイスフラン
- ・ 通貨ペアは弊社が追加又は変更する場合があります。

必要証拠金

- ・ 本取引の証拠金は、インターバンク市場で提示される為替レートを基準に、その変動状況等を考慮して弊社が定めているレートの前営業日のレートにて弊社において算出される変動証拠金制です。

必要証拠金変更の条件及び適用日

- ・ 各インターバンク市場で提示される為替レートを基準に弊社で定めた前営業日の終値による想定元本に4%を乗じて算出した必要証拠金を毎営業日適用いたします。但し、弊社が必要と判断した場合には、上記によらず必要証拠金額を変更する場合があります。また、変更適用日はその都度定めます。

*** (必要証拠金算出例) 米ドル/円 = 1ロット取引の場合 / 1\$ = ¥85**

(10,000 × \$1 × ¥85) × 4% = ¥34,000(必要証拠金額)

必要証拠金変更の適用

- ・ 必要証拠金変更は、適用日以前の建玉及び新規指値注文にも適用されます。また、必要証拠金が増額された場合、お取引口座の状況によっては、ロスカットが発生する可能性があります。

(3) ロスカットの取扱い

- ・ 弊社はお客様のお取引口座を常時モニタリングし、お取引口座の有効証拠金額が必要証拠金合計額に対して20%を下回った場合、お客様からの指示によらず、お客様の有効証拠金額が必要証拠金合計額の20%を回復するまで、お客様の未決済建玉の一部若しくは全部を反対売買により決済します。(自動決済(ロスカットルールA))。インターバンク市場における相場状況及び為替相場の急激な変動等により、結果として必要証拠金合計額の20%がお取引口座に残らないことがあります。なお、自動決済の際にも決済手数料が発生します。
- ・ 弊社は、お客様のお取引口座を各営業日の取引時間終了時点でモニタリングし、お取引口座の有効証拠金額が法定の計算後の想定元本額に対して4%を下回っていた場合、お客様からの指示によらず、お客様の有効証拠金額が法定の計算後の想定元本額に4%を乗じて得た額を回復するまで、お客様の未決済建玉の一部若しくは全部を反対売買により決済します。(自動決済(ロスカットルールB))。なお、自動決済の際にも決済手数料が発生します。
- ・ 追加証拠金制度は採用していません。

(4) 証拠金の管理保管先

信託業務を営む金融機関への金銭信託

「証拠金口」と名称を付した又はそれと特定することができる国内金融機関の普通若しくは当座預金口座に預金

(5) 証拠金の管理方法

お客様毎の証拠金を毎日計算し、区分管理対象額と管理保管額の照合を行い、不足のないよう管理します。

(6) 証拠金の保全

弊社は、上記(4) 信託保全対象額を金銭信託口座に維持する等の措置 「証拠金口」と区分した国内金融機関の普通若しくは当座預金口座に預金する等の措置を講じていますが、上記証拠金預け先の業務又は財産の状況が悪化した場合、証拠金の一部又は全てが返還されない等、お客様が損失を被る可能性があります。

(7) 信託保全

弊社はお客様から預託を受けた証拠金を保全することを目的として、三井住友銀行と信託契約を締結し、信託保全対象額を信託口座にて区分管理しています。

(8) 証拠金の預託

証拠金の預託は、弊社名義の金融機関口座への入金を確認し、お取引口座への反映処理が完了した時点をもってお客様のお取引口座の現金残高とします。なお、入金にかかる振込手数料はお客様負担となります。

(9) 証拠金の返還

証拠金の返還は、弊社が日本の銀行営業日の午後 1:00 までにお客様からのお電話又は書面による出金要請を受理した場合には、当該受理をした日から日本の 4 銀行営業日以内(原則翌銀行営業日)にお客様が指定するお客様名義の金融機関口座宛に振込むことにより行います。午後 1:00 を過ぎた場合は、さらにその 1 銀行営業日後となります。なお、出金にかかる送金手数料等は、日本円の国内送金は弊社負担、日本円の海外送金に関する送金手数料等については、お客様負担となります。

【信託保全の対象】

信託保全の対象は、日本時間の特定の日の午前 7:00(米国におけるサマータイムの期間中は日本時間午前 6:00、以下同様)からその翌日(以下「計算日」といいます。)の午前 7:00 までの取引について、計算日の午前 7:00 を基準時点とした有効証拠金の金額(信託保全必要額)となります。

弊社では、毎日上記の計算により信託保全必要額を確定し、この確定金額以上の金額を計算日の翌日から 2 営業日以内に信託口座内に移動します。

信託保全必要額は、弊社が万が一経営破綻した場合にも、法令上債権者が強制執行・仮差押・仮処分等ができないことになっています。従って弊社に支払停止、破綻等の事由が生じた場合にも、信託保全必要額は、三井住友銀行から受益者代理人を通じて、清算時のお客様毎の有効証拠金を基準としてお客様に確実に返還されます。又、受託信託銀行が破綻した場合にも、受託信託銀行の固有の財産とは区分されるため、信託保全必要額は保全されます。

弊社に支払停止等が発生した場合、お客様の信託保全必要額は以下の手順でお客様に返還されます。

弊社に支払停止等が発生

三井住友銀行から受益者代理人へ、その時点で信託保全されている信託保全必要額を返還

受益者代理人による有効資金の算出 お客様の本人確認等を行います。

本人確認を行った後、受益者代理人からお客様へ、お客様毎の信託保全必要額を返還します。

[注意事項]

本信託保全はお客様からお預かりした円資産を保全対象としています。

本信託保全は、お取引の元本を保証するものではありません。為替レートの急激な変動によっては、お客様の元本を超える損失が発生する可能性があります。

本信託は日々リアルタイムに行われるものではありません。従ってお客様が弊社に預託した時点から信託保全が行われるまでのタイムラグによる与信リスクが生じます。従ってお客様が弊社に預託された時点の有効証拠金とお客様に返還される信託保全必要額は一致しない場合があります。

弊社に万が一の事態が発生した場合、その時点の有効証拠金を上限として受益者代理人からお客様に円資産が返還されます。その際、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認手続きが必要となります。従ってお客様の個人情報を受益者代理人及び信託保全先の三井住友銀行に提供することがあります。

信託保全先の三井住友銀行は、お客様の信託財産の返還を保証するものではありません。又、受益者代理人の運営及び管理の責任を一切負うものではありません。

2. 取引の方法

- (1) 本取引は、お客様が行う外国為替取引の金額の一部を事前に証拠金として預け入れ、その証拠金を担保として行う外国為替直物取引であり、当該取引日を決済日とするもので、

反対売買による差金決済を行う

決済日にお取引の総代金をもって取引外国通貨の受渡しによる決済を行う

上記 若しくは による決済が行われない場合には、通貨ペア間の金利差(以下「スワップポイント」といいます。)の受払いにより決済日を翌銀行営業日に繰り延べる(以下、「ロールオーバー」という。)という特約が付いたものをいいます。

- (2) 次の事項については、お客様ご自身でインターネットを介して入力を行います。

- ・ 店頭外国為替証拠金取引の種類、取引対象通貨等及び期限
- ・ 店頭外国為替証拠金取引の件数又は数量
- ・ 店頭外国為替証拠金取引の対価の額又は約定数値
- ・ 店頭外国為替証拠金取引の売買の別その他これに準ずる事項
- ・ 既に成立している店頭外国為替証拠金取引を期限前に決済すること(但し、お客様等の事由により当該店頭外国為替証拠金取引にかかるお客様等の債務が履行されない又は履行されないおそれがある場合に、弊社が期限前に決済することを除く。)

- (3) 本取引において、弊社はビッド価格(お客様の売りレート)とアスク価格(お客様の買いレート)を同時に提示しています。又、ビッド価格とアスク価格の間には、スプレッド(価格差)があり、アスク価格は常にビッド価格よりも高く設定されています。但し、スプレッドは相場状況又は相場の変動や流動性の影響により拡大することがあります。

- (4) お客様が弊社との契約後に行う、本取引の注文方法、決済方法は次の通りであり、また、お客様の口座は、次の通り管理されます。

注文方法

- ・ お取引は、*** (1)原則として**インターネット注文によります。
- ・ 全ての通貨ペアについて、1万通貨単位での注文となります。1回に注文できる数量は、1000万通貨単位を上限とします。

決済方法

1. 差金決済
反対売買(転売又は買戻し)を行うことにより決済することができます。
2. 受渡し決済
決済日にお取引の総代金をもって取引外国通貨の受渡しによる決済を行うことにより、当該お取引を決済することができます。

建玉の上限

- ・ 1取引口座あたりの建玉の上限は、10,000万通貨単位とします。

(5) その他お客様の判断に影響を与える重要な事項

営業日・取引時間

- 本取引の営業日は、原則として土曜日、日曜日、元旦及びカバー先金融機関の休業日を除く平日となります。お取引時間は、当該営業日にあつては原則 24 時間取引が可能です。但し、システムメンテナンスやカバー取引の点から、以下の通り火曜日から金曜日は 5 分間程度の取引休止時間があります。又、特別に休業日を設定する場合や取引時間を変更する場合には、別途ご連絡させていただきます。

	お取引可能時間	取引休止時間(メンテナンス)
通常	月曜日 午前 8:00～土曜日 午前 6:00	火曜日から金曜日 午前 7:00～午前 7:05
米国サマータイム	月曜日 午前 8:00～土曜日 午前 5:00	火曜日から金曜日 午前 6:00～午前 6:05

呼値の単位

- 1 万通貨単位あたり、米ドル/円等の対円通貨ペアは 0.01 円(1 銭)、ユーロ/米ドル等の外貨建て通貨ペアは 0.0001 通貨単位とします。

価格の決定方法

- 店頭外国為替証拠金取引に適用される為替レートは、お取引の時間に近接した時間においてインターバンク市場で提示される為替レートを基準として弊社カバー先金融機関等が提示します。弊社が提示する為替レートは、インターバンク市場における為替相場状況により変動しますので、その変動状況によっては、お客様の期待する為替レートを提示できない場合があります。

スワップポイント

- スワップポイントは通貨間金利差に取引日から決済日まで、又は前回決済日から決済日までの変動日数を乗じて計算され、繰り延べ(ロールオーバー)する毎に受払いされます。
- 経済情勢の変化や金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて、弊社はスワップポイントを日々見直し、変更することができます。
- 同一の通貨ペアにおいてお客様がお受取になる若しくはお支払になるスワップポイントには差があります。

ロスカットルール

- ロスカットの内容については、「1. 証拠金」の(3)をご参照願います。
- ロスカットが設けられている場合であっても、為替相場の急激な変動により証拠金の額を上回る損失が発生するおそれがあります。

(6) 主要な用語については、「店頭外国為替証拠金取引に関する主要用語」をご参照願います。

3. 益金に係る税金

個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金(反対売買による差益、最終取引日における強制決済による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。)は、2012 年 1 月 1 日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。

税率は、所得税が 15%、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。

法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

弊社は、顧客の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客様が弊社と本取引を行う際のお手続きの概要は、次のとおりです。

(1)本取引の開始

- ・ 注意喚起文書及び契約締結前交付書面(本説明書及び店頭外国為替証拠金取引約款)の交付を、インターネットを介して電子媒体で受ける。
はじめに、弊社から注意喚起文書及び契約締結前交付書面(本説明書及び店頭外国為替証拠金取引約款)がインターネットを介して***(2)原則として**電子媒体で交付されますので、本取引についての不招請勧誘の有無、リスクについて及びADR措置適用の有無、本取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において、お取引を行う旨の確認をインターネット上で行って下さい。
- ・ 本取引口座の設定
本取引の開始に当たっては、あらかじめ弊社に本取引口座の設定に関する「口座開設申込書」を差し入れ、本取引口座を設定していただきます。その際本人である旨の確認書類をご提示していただきます。なお、口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要となりますので、弊社の定める口座開設審査基準を満たさない場合には、本取引口座を開設することができないことがあります。

(2)注文の指示事項

本取引の注文をするときは、次の事項をインターネット上で正確に入力してください。

注文する通貨の組合せ

売付取引又は買付取引の別

新規又は決済の別

注文数量

成り行き、指値・逆指値又はその他注文種類の区別(指値・逆指値又はその他注文の場合には指定値段及び売買注文の有効期限の指示)

その他、特に弊社が定める事項

(3)証拠金の差入れ

本取引の注文をするときには、弊社に所定の証拠金を差入れていただきます。弊社は、証拠金を受入れたときは、お客様に***(2)原則として**インターネットを介して電子媒体で受領書を交付します。

(4)本取引の決済

差金決済

反対売買(転売又は買戻し)を行うことにより決済することができます。

受渡決済

決済日にお取引の総代金をもって取引外国通貨の受渡しによる決済を行うことにより、当該お取引を決済することができます。なお、この場合、弊社が定める手数料を別途お客様に請求するとともに、お客様が外貨受渡しのための預金口座を用意する必要があります。その他店頭外国為替証拠金取引約款に規定する一定の条件を満たす必要があります。

* 外貨建ての通貨ペアを取引する場合、決済損益は決済時のリアルタイムレート(ビッド価格)にて自動円転されます。

* 同一の通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つこと(以下「両建て」といいます。)は、お客様にとって、アスク価格とビッド価格の差、手数料及び証拠金を二重に負担すること、支払いのスワップポイントと受取のスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。そのため弊社は、同一の通貨ペアに関し、両建て取引となるような売買注文をお勧め致しません。

(5)注文をした取引の成立

注文をした本取引が成立したときは、弊社は成立したお取引の内容を明らかにした取引報告書を* (2)原則としてインターネットを介して電子媒体でお客様に交付します。

(6)手数料

手数料は、新規注文及び決済注文ともに1万通貨単位あたり300円(消費税込)です。

* (1)原則としてインターネットによる注文となりますが、お客様の責めに帰すべきでない障害等による場合には、電話注文の受け付けを致します。この場合の手数は新規注文及び決済注文ともに1万通貨単位あたり300円となります。

(受付電話番号: 0120 849 188)

なお、受渡決済(上記(4))においては、別途所定の手数をいただきます。

(7)取引残高、建玉、証拠金等の報告

弊社は、お取引状況をご確認いただくため、お客様から請求があった場合は取引成立のつど、お客さまからの請求がない場合は少なくとも四半期ごとに当該報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済建玉の現在高を記載した報告書を作成して、* (2)原則としてインターネットを介して電子媒体でお客様に交付します。

(8)取引口座の解約

本取引口座の解約をされる場合は、メールアドレス info@isec.jp 又は、弊社フリーダイヤル(0120-849-188)まで、本取引口座解約の旨をご連絡ください。担当部署よりお客様の登録住所宛に所定の「口座解約届」を郵送いたします。必要事項を記入し、届出印をご捺印後、弊社宛にご返送ください。記入内容を確認後、取引口座解約の手続きを致します。

(9)その他

弊社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに弊社の担当部署若しくは取扱責任者に直接ご照会ください。

* (1)原則として「お客様の事情による電話注文手数料は、所定の手数料300円に加えて、注文等入力代行料として、別途1,000円をお支払いいただきます。

また、注文は成行注文のみの受付となり、指値注文、その他の注文は受け付けませんのでご了承ください。

* (2)原則としてインターネットを介して電子媒体で交付される各種書類については、お客様からの請求があった場合は当該書類を交付致しております。

本取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは弊社にお尋ねください。

店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、お客様を相手方とした本取引、又はお客様のために本取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為(以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。)に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

1. 店頭外国為替証拠金取引契約(お客様を相手方とし、又はお客様のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同様。)の締結又はその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為
2. お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
3. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為(ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客(勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限る。)に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。)
4. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘する行為
5. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、お客様があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けたお客様が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘行為を継続する行為
6. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
7. 店頭外国為替証拠金取引について、お客様に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込みせ、若しくは約束させる行為
8. 本取引について、自己又は第三者がお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込みせ、若しくは約束させる行為
9. 本取引について、お客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため、当該お客様又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
10. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
11. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
12. 店頭外国為替証拠金取引契約につきお客様若しくはその指定した者に対し特別の利益提供を約し又はお客様若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益提供を約させ又はこれを提供させる行為を含む。)
13. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
14. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
15. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
16. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
17. あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により本取引をする行為
18. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。)若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として本取引をする行為
19. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。)
20. 店頭外国為替証拠金取引行為につきお客様に対し当該お客様が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。)の勧誘その他これに類似する行為
21. 通貨関連デリバティブ取引につき、顧客が預託する証拠金額(計算上の損益を含みます。)が法令で定める額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
22. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額(計算上の損益を含みます。)が法令で定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

【弊社の概要について】

弊社の概要は次の通りです。

商号	あい証券株式会社
加入協会	日本証券業協会 社団法人金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会
指定紛争解決機関	第一種・第二種金融商品取引業における指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
	商品先物取引業における指定紛争解決機関 日本商品先物取引協会・相談センター
設立	平成 17 年 6 月 15 日
代表取締役	黎 瑞芬(ライ・スイファン・クラリス) 加藤 丈典
本店所在地	〒106-6007 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー7 階
資本金	6 億円 (平成 23 年 9 月 1 日現在)
事業内容	店頭外国為替証拠金取引業務 店頭証券 CFD 取引業務 店頭商品 CFD 取引業務 第二種金融商品取引業務
登録番号 許可番号	第一種・第二種金融商品取引業 / (関東財務局長(金商)第 236 号) 商品先物取引業(店頭商品デリバティブ取引) (経済産業省平成 22・12・22 商第 6 号、農林水産省指令 22 総合第 1352 号)
お客様相談窓口	コンプライアンス部 / TEL:03-3568-5088 FAX:03-3568-5099 (受付時間 平日午前 9:00 ~ 午後 6:00) E-mail: info@isec.jp

本取引に関するお問合せは、上記の連絡先で承ります。

平成 21 年 3 月 23 日 施行
平成 21 年 10 月 1 日 改訂
平成 21 年 12 月 7 日 改訂
平成 22 年 3 月 10 日 改訂
平成 22 年 7 月 12 日 改訂
平成 22 年 8 月 23 日 改訂
平成 23 年 1 月 1 日 改訂
平成 23 年 4 月 1 日 改訂
平成 23 年 7 月 25 日 改訂
平成 23 年 9 月 1 日 改訂
平成 24 年 1 月 1 日 改訂

店頭外国為替証拠金取引に関する主要用語

- ・ **受渡決済 (うけわたしけっさい)**
店頭外国為替証拠金取引の場合は、売り付けた通貨を引き渡して買い付けた通貨を受け取るにより決済する方法をいいます。
- ・ **売建玉 (うりたてぎょく)**
売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。
- ・ **買建玉 (かいたてぎょく)**
買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。
- ・ **買戻し (かいもどし)**
売建玉を決済する(売建玉を減じる)ために行う買付取引をいいます。
- ・ **金融商品取引業者 (きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ)**
店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。
- ・ **差金決済 (さきんけっさい)**
先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。
- ・ **指値注文 (さしねちゅうもん)**
価格の限度(売りであれば最低値段、買いであれば最高値段)を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めずに行う注文を成り行き注文といいます。
- ・ **証拠金 (しょうきん)**
先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。証拠金はお客様による入出金のほか、売買損益の発生、スワップポイントの受払い、諸手数料の発生等により変動します。
- ・ **使用可能証拠金 (しょうかのうしょうきん)**
新規注文のための必要証拠金に利用することが可能な証拠金のことをいいます。
【計算式】使用可能証拠金 = 有効証拠金 - 必要証拠金合計額
本取引では、上記の計算式の通り、値洗い損益額を新規の売買注文を発注するための証拠金として利用することが可能です。
- ・ **信託保全対象 (しんたくほぜんたいしょう)**
信託保全の対象は、毎日の計算日の日本時間午前 7:00(米国サマータイムの期間は日本時間午前 6:00)時点での有効証拠金の金額(信託保全対象額)となります。
- ・ **スワップポイント (スワップポイント)**
店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。
- ・ **デリバティブ取引 (デリバティブとりひき)**
その価格が取引対象の価値(数値)に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。

- ・ **店頭外国為替証拠金取引（てんとうがいにくかわせしょうきんとりひき）**
 通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。
- ・ **店頭金融先物取引（てんとうきんゆうさきものとりひき）**
 店頭外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。
- ・ **店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）**
 金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。
- ・ **転売（てんばい）**
 買建玉を決済する（買建玉を減じる）ために行う売付取引をいいます。
- ・ **特定投資家（とくていとうしか）**
 店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。
- ・ **値洗い（ねあらい）**
 建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。
- ・ **レバレッジ効果（レバレッジこうか）**
 本取引では、預託すべき証拠金に比べてより大きい金額の店頭外国為替証拠金取引を行うこととなります。そのため証拠金の金額を上回る多額の利益を得る機会があると同時に多額の損失を被る可能性があることをいいます。
- ・ **ロスカット（ロスカット）**
 顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、顧客の建玉を強制的に決済することをいいます。
- ・ **ロスカットルール（ロスカットルール）**
 弊社はお客様のお取引口座を常時モニタリングし、お取引口座の有効証拠金額が必要証拠金合計額に対して 20%を下回った場合、お客様からの指示によらず、お客様の有効証拠金額が必要証拠金合計額の 20%を回復するまで、お客様の未決済建玉の一部若しくは全てを反対売買により決済します。インターバンク市場における相場状況及び為替相場の急激な変動等により、結果として必要証拠金合計額の 20%がお取引口座に残らないことがあります。なお、自動決済の際にも決済手数料が発生します。この他、弊社では、金融商品取引法における証拠金倍率規制に関する取扱いをロスカットルールに準じて定めています。
- ・ **ロールオーバー（ロールオーバー）**
 店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。通常は営業日が切り替わるたびにロールオーバーが行われますが、日本の休日と海外の休日の組み合わせにより、営業日が替わってもロールオーバーが行われないことがあります。
- ・ **有効証拠金（ゆうこうしょうきん）**
 お取引口座の実質的な残高のことをいいます。
 [計算式] 有効証拠金 = 現金残高 + 値洗い損益 - 出金予定額

あい証券株式会社(i SECURITIES Co., Ltd.)
〒106-6007 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー7 階
TEL:03-3568-5088 FAX:03-3568-5099 E-mail:info@isec.jp